

第9回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 議 事 録

1 日 時 平成28年11月8日(火) 午前10時30分～午前11時31分

2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合 会議室

3 出 席 者

(1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 力宗 幸男 委員 小川 一茂 委員 斉藤 千鶴

委員 坂井 希千与 委員 三上 喜美男

(2) 諮問に関する説明職員

神戸市保健福祉局健康部地域医療課長 三和田 智子

(3) 事務局

事務局長 東野 展也 事務局次長 長谷川 義晃

情報システム課長 内橋 宣明 給付課長 北出 美穂

資格保険料課長 濱本 範子 他

4 議 題

(1) 審議事項

在宅医療データ分析調査に関する神戸市へのデータ提供について
(個人情報保護条例第8条第1項第4号)

(2) その他

社会保障・税番号制度における情報連携開始に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検について

5 傍 聴 人 なし

6 議事の要旨

(1) 審議事項

在宅医療データ分析調査に関する神戸市へのデータ提供について
(個人情報保護条例第8条第1項第4号)

(事務局) 本件は、神戸市における在宅医療データ分析調査の実施に当たって必要となる個人情報を、当広域連合が神戸市に提供することについてご審議を賜るもの

である。最初に、当該事業の概要について、神戸市から説明していただく。

(神戸市) 本市においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、在宅医療の推進をはじめ、医療と介護が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。このたび策定された兵庫県の地域医療構想で、2025年の神戸圏域における在宅医療の需要が現況と比べて、1日当たり約1万人増加するとの推計が示されていることから、神戸市の在宅医療の状況を把握した上で、在宅医療と介護の連携や地域医療施策の推進を検討していく必要があると考えている。そのため、神戸市内の後期高齢者の在宅医療の現状を把握する目的で、後期高齢者医療の被保険者にかかる在宅医療のレセプトデータをご提供いただきたい。

提供を希望するデータの内容について。医科診療報酬点数表のうち、抽出仕様に記載しているレセプトデータを抽出していただきたいと考えている。対象被保険者については、神戸市内に在住される方全てということである。

抽出をお願いしたい項目に氏名等は含まれていないが、被保険者証の記号・番号を利用して、神戸市で保有している介護保険のデータと突合する。

年度区分について。平成26年度と平成27年度の2年分のデータをご提供いただきたいと考えている。なお、経年変化等を見るため、28年度以降についても、毎年9月ごろを目途に前年度分のデータをご提供いただきたいと考えている。

提供いただいたデータの保護について。ご提供いただいたデータには氏名は含まれていないが、被保険者番号が含まれるため、神戸市個人情報保護条例、電子計算機処理に係るデータ保護管理規程、神戸市情報セキュリティポリシーに基づき、厳格に取り扱いたい。

神戸市から第三者へのデータ提供について。ご提供いただいたデータの分析については、神戸市でレセプトデータ等の分析のノウハウがないため、本市の外部団体で本市と神戸市医師会等の出捐により昭和62年に設立した「一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団」にデータ分析等を委託したいと考えている。実際の作業等については、この財団が普段からレセプトデータ等の取扱いを委託している、株式会社ソラストという医療コンサルタントに再委託を予定している。

本市と財団の間で委託契約を締結し、委託契約約款に基づいて、厳格に個人情報保護に努めたい。委託契約約款の第18条（個人情報等の保護条項）では、受託者の個人情報等の保護を、また、第19条（情報セキュリティポリシー等の遵守条項）では、受託者が神戸市情報セキュリティポリシーを遵守することをうたっている。

さらに、委託契約約款の特記条項である情報セキュリティ遵守特記事項の第

12条で、受託者が再委託する場合にも、その再委託先の個人情報取扱いについて厳密に監督をするということを合わせて規定している。

冒頭で触れた、兵庫県地域医療構想における2025年の必要病床数等の推計結果があるが、神戸圏域の欄が、すなわち神戸市の推計値であり、将来どういった機能を持った病床がどれだけ必要になるかというものを推計した数値となっている。平成37年に必要な病床数は1万5,647床となっている。また、在宅医療需要は、平成25年と比べて、平成37年には一日当たりで9,782人増加するという推計結果となっている。これが約1万人と冒頭に申し上げた数値の根拠である。

データ提供先について。神戸市地域医療課で受領したいと考えている。

在宅医療データ分析調査の概要だが、まずレセプトデータの提供の依頼をした後、収集した医療レセプトデータと神戸市が保有する介護保険データを突合し、在宅医療を受けている後期高齢者の要介護度や介護保険サービスの需給状況を合わせて把握したいと考えている。

その後、このデータに基づき在宅医療と介護の提供状況に関する統計資料を作成して、在宅医療を受けておられる患者さんのニーズ等を把握し、必要なサービスがバランスよく提供されているかどうかを分析して、在宅医療の質の向上に向けて改善策を検討していきたいと考えている。

主な調査内容については、神戸市でも、レセプトデータをいただくのは全く初めての試みで、在宅医療の実態がわかるものを、いろんな観点からデータを取りながら統計資料等を作成していきたいと考えている。

調査資料の活用については、統計資料を作成した後、先ほどの兵庫県地域医療構想にあった在宅医療のうちの1万人の受け皿をどうやってつくっていくかをご審議いただく場として、有識者会議の神戸市地域医療構想調整会議地域包括ケア推進部会を新たに設置する予定である。構成団体は、まだ予定だが、神戸市医師会をはじめとして、医療介護関係者の方に入っていただきたいと考えている。この会議において、あくまでも統計資料ということで、個人情報を一切含まない形で参考資料として活用していきたい。

調査・分析スケジュールについては資料に記載のとおりである。

データをご提供いただくに当たって、神戸市と広域連合との間でレセプトデータ等の授受等に関する協定を締結するため、協定書の案を添付させていただいている。

神戸市からの説明は以上である。

(事務局) 次に、諮問書を説明する。提供する個人情報のデータ内容だが、先ほど、神戸市からもご説明いただいた医科診療報酬点数表のうち、初診料、再診料、医学管理等、在宅医療を算定している後期高齢者医療レセプトデータ情報を抽出

する。

対象診療年月は、平成26年度と27年度の2年分、28年度分については、来年の9月ごろを目途に提供する予定である。

抽出項目は、保険者番号、後期高齢者医療被保険者証の記号・番号、性別、診療年月、医療機関コード、診療行為コード、傷病名コード、傷病名、診療実日数などの情報を提供する。

データの提供先は、当広域連合の構成市の神戸市である。

提供方法については、本諮問に対する答申を受け、当広域連合が本件データの提供について神戸市に承諾した後に、神戸市が後期高齢者医療のレセプトデータを管理している兵庫県国民健康保険団体連合会に抽出データの作成を依頼し、国保連合会から電子媒体によって神戸市に提供するものである。

当広域連合は、国保連合会に、診療報酬明細書等の審査及び支払いの事務及びレセプトデータの管理を委託しているため、本件データについては、国保連合会と神戸市の間で授受するものである。その後、神戸市から第三者へのデータ提供を予定している。本件データの分析は、神戸市の外郭団体である一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団に委託し、データ分析のための医療レセプトデータと介護保険データとの突合作業及び統計表の作成作業は、財団から医療コンサルタントの株式会社ソラストに再委託される。このため、神戸市に対して、第三者に本件データを提供するに当たって、契約等により個人情報の厳格な取扱いを行うことを条件として課すものである。

データ提供を受ける第三者は、一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団と株式会社ソラストである。

以上のことについて、当広域連合の個人情報保護条例では、第8条第1項で、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供できる事由を定めているが、神戸市への個人情報の提供は、法令等の定めがあるとき、本人の同意があるときなど、第1号から第3号までに該当せず、第4号にあるように「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき」に該当することから、今回諮問するものである。

(会 長) ただいまの説明に関して、意見、質問はあるか。

(委 員) データの受け渡しの方法についてだが、諮問書を見ると、電子媒体により提供することだが、レセプトデータの授受等に関する協定書の第3条に、本件情報提供は電子媒体の受け渡し、またはネットワーク回線を通して行うオンライン処理にて行うと、二つの方法が記載されている。これは今回については、電子媒体、CD-Rで提供するが、今後は、ネットワークを通してのやりとりもあり得るといふことか。

(事務局) 今回は、神戸市の地域医療課にデータを提供するため、ネットワークがつか

がっておらず、電子媒体で授受することになる。

(委員) 28年度以降、毎年提供するとのことだが、今後はオンラインでの提供に移行することもあり得るのか。

(事務局) 今のところは電子媒体での受け渡しを想定しており、今後も電子媒体を利用することを考えている。

(委員) セキュリティのことを考えたら、媒体でやりとりした方が、要するにオンラインでない方がより安全度が高いと思われる。

(事務局) オンラインの処理をするためには、地域医療課ではなく、後期高齢者医療担当課のネットワークを通さないとできない。一旦別の課が入ることによって、またそこでのデータの授受が必要となるため、電子媒体の方法を考えている。

(委員) そうすると、協定書の中で、このオンライン処理の項目はなくてもいいのではないか。将来的にオンラインにする計画があつて、そのためのシステムを検討しており、そちらの方が安全性に問題がなく、より業務上好都合であるということであれば、ご説明いただきたいが、今のところ考えていないということであれば、電子媒体を利用した安全な方法を維持する方がいいのではないか。

(事務局) 広域連合と構成市町のオンラインは専用回線になっているため、むしろハードディスクやCDによる受け渡しよりも安全性が高い。先ほど、申し上げたのは、今回は、神戸市の中で後期高齢者医療とは別の担当課に渡すため、このオンラインを使うのは難しいという理由で、今回は媒体にするということ。将来の安全性から考えると、後期高齢者医療のオンラインを使ったほうが安全なので、その可能性も残しておくという趣旨で、協定書には書いている。

(委員) 広域連合のシステムは後期高齢者医療の外部からのアクセスは遮断されていて、つながっていないのか。神戸市も同じ仕組みか。

(事務局) 後期高齢者医療のシステムは完全に独立したシステムであり、他から入ることはできないという仕組みになっている。ただ、先ほど申したように、接続されている課が、地域医療課ではなくて、後期高齢者医療担当課であるため、その間でもデータのやりとりが発生するというのを危惧している。

(委員) 今後は、神戸市の担当部署同士がつながるようなシステムになる予定はあるのか。もしオンラインにするなら、途中の部署を挟まず、直接やりとりする方がいいだろう。

(事務局) こちらは業務としてのネットワークであるため、各41市町の後期高齢者医療の担当課としか接続していないし、今後も拡張するということはない。

(委員) 神戸市のデータ分析の担当部署と直接やりとりできるようなシステムに変えていけば、オンラインになるという理解でいいか。要するに、データを渡す部署が後期高齢者医療とは違うため、今回は物で渡すが、直接、回線で結ばれるのであれば、その方がいいという理解でいいか。

- (事務局) そうである。協定を結ぶ際に、将来的には、安全性からすると、専用回線の方が安全であるため、その可能性も残したものである。
- (委員) 独立したシステムで直接結ぶ方がいい。物で受け渡しをすると、途中でコピーされたり、失くす可能性がある。
- (事務局) もう一点は、神戸市で再委託をするので、その時のデータの授受の方法が問題になる。そうであれば、最初に国保連合会から渡す時に、パスワードを設定して厳密に管理した上で電子媒体を渡したほうが安全だろうという判断をしている。
- (委員) 神戸市から財団、財団からソラストへのデータの受け渡しは、どのような形でされるのか。
- (神戸市) 神戸市から財団に対しては、電子媒体にパスワードを付した形式で渡そうと思っている。財団の事務所への運搬業務や、そこから再委託先についても、常に媒体での移動を伴うため、途中で盗難等に遭うリスクを減らすために、必ず財団の職員が2名以上で運搬業務に携わるようにと義務づけしている。リスクが完全になくなるわけではないので、盗難等に遭わないよう注意を払うように指示をしているところである。
- (委員) 財団やソラストのデータ処理をするコンピューターは外部からの不正アクセスができないような仕組みで、独立しているのか。
- (神戸市) 情報の漏えい等がないようにということで神戸市情報セキュリティポリシー等を遵守するように指導しているが、まさにそういうことをうたったものであるので、必ずネットワーク回線につながっていないサーバーでパソコン処理をすることが厳守されるものと考えている。
- (委員) 今回、神戸市の介護保険と兵庫県後期高齢者医療で突合されるが、今後、県内他市町からも、同様に突合作業や分析に必要ということで、データ提供依頼が発生する可能性はないのか。その場合、一件一件、審議していくことになるのか。
- (事務局) 今後、いろいろなところでこのような事業が実施されることは想定される。データ提供依頼が多くなってくれば、今後は諮問の方法を変えて、まとめた形で諮問するような方法も検討したい。
- (会長) 他に意見はあるか。
- (委員) 再委託先のソラストについては、これまでの実績等の情報があれば教えていただきたい。
- (神戸市) このソラストは、普段から診療報酬請求の業務で、様々な病院等の請求事務に携わっており、個人情報の取り扱いについても、十分、熟知している。医療コンサルタントとして、相談業務を専門にしている会社である。
- (会長) 他に意見はあるか。

- (委員) 今回は、国保連合会がデータを作って、電子媒体で神戸市に提供するということだが、国保連合会がデータを神戸市に提供した時点で、今回抽出したデータのファイルは国保連合会の手元には残るのか。また、それと同じものが、広域連合にも提供されるのか。それとも神戸市に提供したら、提供元や広域連合には今回の抽出したデータは残らないのか。
- (事務局) 国保連合会から直接、神戸市の方にデータ提供されるので、当広域連合にはデータはない。国保連合会にも、データ抽出したものは残らないと思う。
- (委員) 神戸市から財団、この財団からソラストに対して提供するデータはどうなるのか。しかも、引き続き、28年度分以降もデータ提供を求めるということだが、統計資料作成後のデータは、神戸市、あるいは財団の手元に残り続けるのか。
- (事務局) 神戸市から、財団を経由して、ソラストにデータが行き、そこでデータの加工、突合作業等をされた後、今度は財団を通じて、神戸市で管理されると聞いている。
- (委員) 加工が終わった後の分ではない。先ほど国保連合会には抽出したデータは手元に残らないとのことだったが、神戸市から財団に渡すときに、神戸市の手元には残らないのか。また、財団からソラストに渡すときに、財団の手元には残らないのかということ。
- (神戸市) 神戸市から財団に委託する際には、電子媒体そのものを渡す。複写等をする、漏えいのリスクがあるので、媒体そのものを手渡したい。基本的には、複写はしないようにということで委託契約の約款に記載しており、情報セキュリティ遵守特記事項でも、データの複写及び複製の禁止ということをやっている。また、データの処理後は、データを必ず消去するようにということもやっている。あくまでも、やりとりをした後は、データの原本が全く手元には残らない形での管理を考えている。
- (会長) 現実問題として、国保連合会から、直接ソラストに行くと考えていいのか。
- (事務局) 神戸市に行って、財団に行って、ソラストに行くということ。
- (会長) 平成28年度分以降については、毎年9月ごろを目途に提供するというのだが、これはいつまで続くのか。
- (神戸市) 地域医療構想の目標が2025年ということで、今後10年間を予定している。傾向等、毎年見ていく必要があると考えれば、その間は続けたい。
- (会長) 今回は、神戸市からだけだが、今後、他からも提供依頼があれば、別途審議するということか。
- (事務局) そうである。
- (会長) 28年度分以降については、今回審議すれば、次からは審議しないということか。

(事務局) そうである。

(会 長) 他に意見、質問はないか。

それでは、審査会としての意見を取りまとめたいと思う。

まず本件が、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該機関以外の者に提供できる事由を定めた個人情報保護条例第8条第1項のうちの第4号の、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるときに該当するかを判断する必要がある。

これに対しては、当審査会としては、貴広域連合から個人情報を外部提供することについては、在宅医療データ分析調査が、神戸市における在宅医療の推進のための施策の展開を検討していくに当たり、神戸市内の在宅医療の現状を把握するものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当であるとしてはいかがか。

提供する個人情報の保護のための必要な措置だが、これについては、提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ迅速に廃棄する等、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。また、第三者へのデータ提供に当たっては、神戸市に対し、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針及び対策基準に基づく厳格な取り扱いを行うことを条件として課すこととしてはいかがか。

以上、申し上げた2点で、今回の意見をまとめたいと思うが、よろしいか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、今申し上げた結論を答申としてまとめたいと思うので、しばらくお待ちいただきたい。

(事務局が答申案を委員に配付)

(会 長) それでは、今、配付された答申案を確認したいと思うので、事務局より説明いただきたい。

(事務局) それでは、答申案を読み上げる。

1、公益上の必要について。貴広域連合から個人情報を外部提供することについては、在宅医療データ分析調査が、神戸市における在宅医療の推進のための施策の展開を検討していくに当たり、神戸市内の在宅医療の現状を把握するものであることから、公益に資するものであると認められるので、妥当である。

2、提供する個人情報の保護のための必要な措置について。提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ迅速に廃棄する等、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必

要な措置を求めること。また、第三者へのデータ提供に当たっては、神戸市に対し、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針及び対策基準等に基づく厳格な取り扱いを行うことを条件として課すこと。

(会 長) 今、読み上げた答申案について、何か意見はあるか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、広域連合長への答申だが、今確認していただいた答申案の内容で、私と事務局で調整の上、作成してよろしいか。

(全委員) 異議なし。

(2) その他

社会保障・税番号制度における情報連携開始に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検について

(事務局) 特定個人情報保護評価（PIA）については、社会保障・税番号制度の開始にあたって、昨年7月に審査会で第三者点検を実施していただいた。

今回は、平成29年7月から社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度における情報連携が始まることから、保護評価の再実施をお願いするものである。

スケジュールについて説明させていただく。まず、先月19日に厚生労働省から特定個人情報保護評価書のテンプレートの暫定版が送付された。11月中には、確定版が届けられるとのことで、今回、10月に送付された暫定版をもとに作業にかかりたいと考えている。

後期高齢者医療のシステムについては、国の統一した制度のもとで運用しているため、制度発足当初から、厚生労働省と国保中央会が構築したシステムを47の都道府県の広域連合が利用して業務を行っている。その点から、国から標準のテンプレートが配付されるもので、ここに各広域連合独自の内容があれば反映させて点検をお願いするということになっている。

今回、送付された暫定版のテンプレートをもとに、早々に作業に入り、できれば、12月初旬までに案を作成し、その案に基づき、平成28年12月上旬から29年1月上旬にかけて、約1カ月間、パブリックコメントを実施したいと考えている。パブリックコメントに関する資料については、当広域連合事務局、県内各市町の後期高齢者医療担当窓口、当広域連合のホームページ等での配付を考えている。

29年1月中旬までにパブリックコメントの公募意見を踏まえて、個人情報保護評価書（案）を修正し、1月中旬以降、審査会の委員の皆様へ送付し、1月

末から2月上旬にかけて、第三者点検の実施をお願いしたい。

参考までに、マイナンバー全体のスケジュールについて、説明させていただく。平成29年7月の情報連携開始に向けて、厚労省と国保中央会の説明会が11月25日に予定されている。29年4月から利用するシステムのリリースが29年2月末ぐらいに予定されている。それを受けて、47広域連合でテストを行っていくということになるが、その支援を国保中央会が行うと聞いている。

47広域連合について、統合専用端末、回線の敷設としているが、これはデータ連携を行うための固有の端末を設置するものである。回線についても、47の広域連合と取りまとめ機関の間の専用回線で端末運営を行っていくということで、すでに10月から調整等に入っている。

第三者点検等を終えて、3月ごろに連動テスト、総合運用テストを行い、法に定められたデータ連携の項目についての登録を行い、29年7月から本番を迎えるという段取りになっている。

(会 長) ただいまの説明について、何か質問、意見はあるか。

この審査会がかかわるのは、特定個人情報保護評価書（案）の第三者点検の実施に関することか。

(事務局) そうである。特定個人情報保護評価書（案）の第三者点検をお願いしたいと思っている。